

具志川職業能力開発校 食堂運営事業者公募要領・仕様書

1 公募内容

(1) 当校には、常時200余名の訓練生及び職員がおり、また近隣に飲食店やコンビニエンスストアがないことから、昼食を提供する校内食堂を運営する事業者を公募するものである。※令和7年4月1日営業開始予定

2 校内食堂の概要

(1) 場所：沖縄県うるま市字兼箇段1945（沖縄県立具志川職業能力開発校内食堂）
(2) 建物：別館1階19.8m²（厨房のみ）客席部分はフリースペースとして開放
※座席数席（4人掛け2テーブル・カウンター12席 合計20席）

3 応募要件

(1) 沖縄県内に在住する障がい者に働く場を提供し、日常の作業を通して自活に必要な指導・訓練を行い、障がい者の安定した生活に寄与し社会参加と自立を図ることを目的とする営利を目的としない就労継続支援事業所に限定する。これは、総合実務科・オフィスビジネス科を設置し、職業訓練を通じて障がい者の社会参加を目指す当校の方針とも合致するものであること。
(2) 食堂・弁当販売等において2年以上継続して行っている実績があること。
(3) 食品衛生法に基づく営業許可を持ち、過去2年間行政処分を受けた事がないこと。
(4) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属していないこと。
(5) 本校訓練生、職員のための食堂運営事業であることを理解し、積極的に協力できること。

4 募集期間

令和7年1月9日（木）～令和7年1月17日（金）9時から17時まで
※昼食休み（12時から13時）及び土・日・祝祭日を除く。

5 応募方法

「6 提出書類」（下記参照）を「4 募集期間」までに具志川職業能力開発校総務班窓口へ持参により申し込むこと。また、現場確認を希望する者は、事前に連絡すること。（現場案内期間：12月18日（水）～12月26（木）まで TEL 098-973-5954）

6 提出書類

- (1) 公募参加申込書【様式第1号】
- (2) 誓約書【様式第2号】
- (3) 申込者の事業概要【様式第3号】又は事業概要等がわかる資料等
- (4) 企画提案書
- (5) 登記事項証明書
- (6) 直近の賃借対照表、損益計算書（個人の場合は確定申告書の写しで代用）直近1年分
- (7) 県税に未納がない証明書（1部）

7 サービス提供について

- (1) 取扱商品
飲食物（弁当、おにぎり、惣菜、パン、飲料、菓子類等）
- (2) 営業時間
午前11時～午後2時
営業時間の変更については、具志川職業能力開発校（以下「施設管理者」）の承諾が必要となる。
- (3) 職員の福利厚生への貢献
 - ア 職員及び訓練生の健康増進に配慮した食品の提供や企画の提案
 - イ 利用者のニーズにこたえる商品やサービスの提供
- (4) 商品の販売価格について
福利厚生施設の観点から、販売価格を可能な限り安価に設定すること。

8 費用負担について

以下の費用は、運営事業者の負担とし、これとは別に行政財産使用料が発生する。

- (1) 食堂運営にかかる費用
 - ア 営業のために必要な各種手続きに要する一切の費用
 - イ 光熱水費（電気・水道料金については、設置された子メーターに基づき当校より請求、毎月納入通知書により指定期限までに金融機関で納入すること。但しガス料金に関しては直接、個別契約となる。）
(参考：令和5年度実績電気料金・水道料金併せて3.3万円/月)
 - ウ 使用許可にかかる範囲の室内照明管球の調達・交換に要する費用
 - エ 設備の保守点検及び修繕費
 - オ 食堂の清掃、ゴミ処理、その他衛生管理に要する費用
 - カ 食堂の防犯対策
 - キ 通信費
- (2) 退去時にかかる費用
 - ア 原状回復費用
原状回復の内容は施設管理者と協議の上で決定

9 行政使用許可について

- ア 選定された運営事業者は、施設管理者との協議により仕様を確定させた後、施設管理者に対して行政財産使用許可申請を提出すること。
- イ 使用許可後、公用もしくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認められる場合は、行政財産使用許可を取り消すことがある。
- ウ 使用許可期間は1年以内であり、引き続き使用許可を受けようとする場合は、更新申請が必要となる。
- エ 運営事業者は、以下のいずれかに該当する場合は、自らの負担で使用場所を原状に回復して返還しなければならない。
 - ①行政財産使用許可を更新希望しない場合

②行政財産使用許可が許可されない場合

10 行政財産使用料について

- ア 使用料は、沖縄県行政財産使用料条例第2条により算定した額とする。
使用場所は、具志川職業能力開発校内食堂を運営する目的であることから、行政財産の使用許可に係る使用料の減免基準に基づき、建物使用料7.5/10の減免措置を行っている。(参考：令和6年度年間建物使用料60,938円)
- イ 使用料は、食堂調理場のほか、その他附帯設備や備品の設置範囲も算定対象となる。
- ウ 使用料は、年度ごとに施設管理者の発行する納入通知書により、指定する期日までに当該年度分を全額納入すること。

11 損害賠償について

- ア 運営事業者は、使用場所の使用にあたり施設管理者または第三者に損害を与えたときは、すべて運営事業者の責任でその損害を補償しなければならない。
- イ 運営事業者は、その責めに帰する理由により、使用場所の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用場所を原状に回復した場合は、この限りではない。

12 食堂の使用条件について

(1) 食堂使用の制限

- ア 運営事業者は、使用場所を食堂の用途以外に供してはならない。
- イ 運営事業者は、使用場所を善良な管理者の注意をもって、維持保全しなければならない。
- ウ 運営事業者は、物件場所にかかる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し又は営業を委託し若しくは名義貸しをすることはできない。
- エ 運営事業者は、使用場所について修繕、模様替えその他行為をしようとするときは事前に施設管理者との協議、承認を得ること。
- オ 販売価格については、営業開始後1年間は維持するものとし、販売価格を変更するときには、施設管理者の承諾を得ること。

(2) 防災

- ア 関係する法令については、運営事業者の責任において管轄の消防署との協議を行うなど、法令を遵守すること。
- イ 常勤の火元責任者を配置し、従業員を含めて防火管理を徹底すること。また、非常時・災害時は、施設管理者と連携・協力すること。
- ウ 校内の消防訓練への参加や設備点検に対応すること。

(3) 防犯

使用場所及び使用設備機器に係る防犯対策は、運営事業者の責任で行うこと。

(4) 衛生管理

- ア 商品、食材及び設備・機器等の運営に係る衛生管理は、すべて運営事業者の責任において行うこと。
- イ 従業員の健康管理を行うとともに、必要な感染症予防策を講じること。
- ウ 関係する法令については、運営事業者の責任において管轄の保健所へ必要な申請を行うなど、法令を遵守すること。

(5) 食品・食材の仕入れ・管理および搬入・廃棄物の搬出等

- ア 商品・食材は、安全性等信頼できる業者から仕入れることとし、販売商品及び提供サービスの瑕疵については、運営事業者がすべて責任を負うこと。また、商品・食材は適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守するなど、安全管理を徹底すること。

イ ゴミ等の処理は、施設管理者の指示に従い運営事業者の責任で行うこと。

(6) 施設管理者からの調査依頼や指示への協力

運営事業者は、決算終了後3か月以内に収支報告書を作成し施設管理者へ提出すること。その他食堂運営に関する調査等あった場合、運営事業者は合理的な理由がない限り、従わなければならない。

(7) 施設使用期間

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）1年間

13 運営事業者の決定

応募書類の審査を行い、「3 応募要件」に定める要件を全て満たしているものを選定対象者とし、選定結果通知は、令和7年1月24日（金）を予定としています。また決定後は、沖縄県ホームページに運営事業者の名称を掲載予定としています。

14 その他

- ア 使用許可場所は、終日禁煙とする。（なお、建物を含む敷地内は、指定された喫煙場所以外は禁煙となっている）
- イ 食堂内への騒音・振動を発生させるものについての設置を禁止する。また臭気を発生させるものについての設置も禁止する。
- ウ 食堂の設置・運営にあたっては、本仕様書のほか、関係法令を遵守すること。
- エ 食堂の修繕・改修・法令に基づく点検のため、食堂の設備の一部または全部が一時的に使用できることがあった場合、これらに伴う営業収益損失の賠償には応じられない。
- オ 本仕様書に記載のない内容について疑義が生じた場合は、運営事業者と施設管理者で協議した上決定する。